

古河市議会基本条例の検証結果報告書

令和6年12月

古河市議会 議会運営委員会

1. はじめに

平成27年5月1日に施行された『古河市議会基本条例』は、二元代表制の下、不断の議会改革を推進するための基本的事項を定め、市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民に開かれた議会の実現及び市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とした本市議会の最高規範であります。

市政を取り巻く社会環境や市民ニーズが変化していく中で、議会活動を振り返り、さらなる議会改革に向けた今後の取組方針を示すため、条例の附則に「一般選挙後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討する」と規定されており、令和2年に本条例施行後、初めての検証を行いました。この度、2度目の検証を行いましたので、その結果を報告いたします。

2. 検証体制

議会運営委員会	委員長	鈴木 隆	委員	佐藤 泉
	副委員長	阿久津佳子	委員	高橋 秀彰
	委員	園部 増治		

3. 検証の進め方および経過

検証の進め方については、条例の附則に規定されているように、議会運営委員会にて行うこととし、議長、副議長にはオブザーバーとして出席いただきました。

検証の方法は、条文ごとに状況・実績、検証結果、課題・改善策について検証しました。

検証結果については、1から4に区分しており、検証・評価に適さないものや実績がないものは区分4としました。

【検証結果（評価）の区分】

- 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む
- 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討
- 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要
- 4 その他

● 検証経過

年 月 日	内 容
令和6年6月19日(水)	議会運営委員会において進め方の検討、素案配布 会派へ持ち帰り、検討
令和6年9月19日(木)	委員から意見集約・検証
令和6年12月12日(木)	検証結果報告書(案)の作成
令和6年12月23日(月)	検証結果報告書の確認、修正、完成
令和7年1月20日(月)	議員会にて「古河市議会基本条例の検証結果報告書」を 全議員へ配布
古河市議会ホームページへ掲載【公表】	

3. 検証結果

古河市議会基本条例の検証等結果一覧表

条文		検証 結果	課題 改善策
第1条	目的	4	・検証対象外
第2条	基本理念	4	・検証対象外
第3条	基本方針	1	
第4条	議会の活動原則	1	・ユーチューブチャンネルの有効活用
第5条	議員の活動原則	1	・議員の自由討論の導入・ルールづくり
第6条	議会の機能強化	1	・該当事案があれば専門的知見を活用
第7条	会派	1	
第8条	広報広聴機能の充実	1	・ユーチューブチャンネルの有効活用
第9条	パブリックコメント	4	・必要に応じて実施
第10条	市長等との関係	1	
第11条	市長等への質問と議論の充実	1	
第12条	議決事件の追加	1	・追加すべき事項があれば検討
第13条	議会審議における論点情報の形成	1	
第14条	委員会の運営	1	
第15条	政務活動費	1	
第16条	議員研修会の充実強化	1	・議員研修会の継続 ・議員研修の更なる充実強化
第17条	議会事務局	1	

条文		検証結果	課題 改善策
第 18 条	議会図書室の充実	2	<ul style="list-style-type: none"> ・市民へ利用に供する情報の積極的な周知、発信 ・機能強化のため、予算を確保し議会関係書籍の充実を図る ・インターネット環境の整備等
第 19 条	議会広報の充実	1	<ul style="list-style-type: none"> ・議会ホームページにおける積極的な情報提供
第 20 条	専門的識見の活用	4	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要に応じて活用
第 21 条	調査機関の設置	4	<ul style="list-style-type: none"> ・審査・調査等の必要に応じて設置
第 22 条	議員の政治倫理	3	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理条例の検討
第 23 条	議員定数	1	
第 24 条	議員報酬	1	
第 25 条	最高規範性	4	<ul style="list-style-type: none"> ・検証対象外

まとめ

検証結果	条文数 (前回:令和元年度)	条文数 (今回:令和5年度)
1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む	17	12
2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討	1	6
3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要	1	1
4 その他	6	6

今回の評価は前回と比較して、区分 1 の評価が増加し、全 25 条文中、18 条文（72%）においては、条文に従い適正に運用されているとの検証結果となりましたが、うち 1 条文については、新たな取り組みの検討が必要としました。

また、第 22 条は、前回の検証に引き続き、条文が適切に運用されておらず、改善が必要であるとの結果となりました。「政治倫理条例」の制定については、前向きに検討してまいります。

古河市議会基本条例検証シート

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、不断の議会改革を推進するための基本的事項を定め、市政への市民の意思の的確な反映及び古河市議会（以下「議会」という。）の活性化を図り、もって市民に開かれた議会の実現及び市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

取組状況・実績	条例の目的についての条文であるため検証の対象外とする。
---------	-----------------------------

検証結果	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

(基本理念)

第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指すものとする。

取組状況・実績	議会の基本理念についての条文であるため検証の対象外とする。
---------	-------------------------------

検証結果	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

(基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。

(1) 議会の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。

(2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

(3) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化への取組を積極的に推進すること。

取組状況・実績	古河市議会独自の議員研修会を毎年開催（令和元年度より） タブレットの導入（令和2年10月より） オンライン会議の開催ができるように会議規則、委員会条例を改正。
検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
課題・改善策	

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 公平性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由かつつな討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう務めること。
- (4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見を基に政策立案及び政策提言の強化に務めること。
- (5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。

取組状況・実績	本会議や委員会の傍聴、ライブ・録画配信 議会報告会の開催（ユーチューブ配信） 明日の古河市を創る特別委員会の設置（令和2年3月～令和4年3月） 電子採決システム、議会だよりに賛否の分かれた議案等を掲載
検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
課題・改善策	・ユーチューブチャンネルの有効活用

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間での自由討議により、議論を尽くすよう努めること。

(2) 独自の調査研究及び研修を通じて市民意見の聴取に努めるとともに、自らの資質の向上に努めること。

(3) 議会の構成員として、市政全般の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、一部団体及び地域の代表としてでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

取組状況・実績	明日の古河市を創る特別委員会報告を議長へ答申及び議長から市長への提言 各議員の議会報告等、議員活動を通じて市民の意見等を把握
---------	---

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	・議員の自由討議の導入・ルールづくり
--------	--------------------

(議会の機能強化)

第6条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定により、専門的知見を活用することができるものとする。

2 議会は、政策立案に資するため、必要な研修及び視察を行うことができるものとする

3 議会は、前項に規定する研修及び視察を行ったときは、その結果を市民に公表しなければならない。

取組状況・実績	常任委員会市内・県外視察研修の実施。 視察結果について本会議での報告及び議会だより、HPへ掲載
---------	--

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	・該当事案があれば専門的知見を活用
--------	-------------------

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する集合体として会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、必要に応じて会派内で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

3 会派は、議会活動について、市民に対し十分な説明を行うよう努めなければならない。

取組状況・実績	古河市議会会派に関する規約による（会派数：4会派〔R6.6現在〕） 第1回定例会施政方針に対する各会派代表質問 各会派代表者会議の開催（適宜） 会派による勉強会・行政視察等の実施
---------	--

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでど <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

(広報広聴機能の充実)

- 第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取するものとする。
- 2 議会は、本会議、法第109条に規定する委員会（以下「委員会」という。）及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則公開とする。
- 3 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うことができる。
- 4 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めることができる。
- 5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じて、その説明を聴く機会を設けることができ

取組状況・実績	古河市議会だより・古河市議会ホームページ・古河市議会ユーチューブによる市民への情報提供 法第109条（常任・議会運営・特別委員会）公開 法第100条第12項（全員協議会・議会だより編集委員会）公開 議会報告会の開催（ユーチューブによる配信）令和4年 公聴会制度、参考人制度の活用実績なし（会議規則第1章第9節）
---------	---

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	・ユーチューブチャンネルの有効活用
--------	-------------------

(パブリックコメント)

第9条 議会は、基本的な政策等の策定に当たり、パブリックコメント（意見公募手続）を行うことができる。

取組状況・実績	実績なし
---------	------

検証結果	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	・必要に応じて実施
--------	-----------

(市長等との関係)

第10条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張関係の保持に努めなければならない。

取組状況・実績	執行部の要請により全員協議会等を開催、市の重要な政策や計画等についての説明を受けるなど、二元代表制の一翼を担う議会としての立場及び機能を明確にし緊張関係の保持に努めた。 明日の古河市を創る特別委員会の審査を経て、市長に要望書を提出した。
---------	---

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

(市長等への質問と議論の充実)

- 第11条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式で行うものとする。
- 2 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し、その趣旨又は内容を確認するために反問することができる。
- 3 市長が、議会において行う予算編成、施策等についての所信の表明に対し、第7条第1項に規定する会派に属する議員は、代表質問を行うことができる。
- 4 議会は、市長等が提案する政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求めることができる。

取組状況・実績	平成28年第4回定例会から一般質問において一問一答方式を導入 第1回定例会の市長の施政方針に対し、各会派の代表1名が代表質問を行う。 全員協議会で市の重要な政策や計画等についての説明を受け質疑を行い、その他必要に応じ、議長より資料の提供を求めている。
---------	---

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

(議決事件の追加)

第12条 議会は、法第96条第2項の規定により、必要な事項を議決事件として追加することができる。

2 議会は、前項の規定により議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

取組状況・実績	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (法第96条第1項第6・8号) 追加事項は特になし
検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
課題・改善策	・追加すべき事項があれば検討

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯及び理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 関係法令及び古河市自治基本条例(平成21年条例第32号)第22条第1項に規定する総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する財源措置
- (6) 将来にわたる費用対効果

2 議会は、提案される予算案及び決算の審査に当たっては、前項の規定に準じて、市長等に対し、施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

取組状況・実績	重要な政策や計画等について全員協議会で説明 予算大綱、各会計の主要な施策の成果に関する説明書兼事業評価書
検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
課題・改善策	

(委員会の運営)

- 第14条 委員会は、その所管に係る市政の課題について、提出された議案の審議及び審査、所管事項の調査並びに政策提案を行うものとする。
- 2 委員会は、その意思決定に当たり、委員間の十分な討議を行うものとする。
- 3 委員会は、自ら必要があると認めるときは、付託された案件等の審議経過等を市民に説明することができる。
- 4 議会は、正副委員長合同会議を設置することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、別に条例で定める。

取組状況・実績	古河市議会委員会条例 常任委員会・特別委員会における審査 常任委員会・特別委員会のライブ・録画配信、委員長報告等 正副委員長会同（令和2年度3回、令和3年度2回、令和4年度3回） 議会運営委員会、議会だより運営委員会
---------	--

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

(政務活動費)

第15条 政務活動費は、別に条例で定める。

2 議員は、政策立案及び調査研究等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その用途の透明性を確保しなければならない。

3 議会は、議員による政務活動費の適正な執行に資するため、必要に応じて、その執行に係る用途基準等を点検するものとする。

取組状況・実績	古河市議会政務活動費の交付に関する条例及び施行規則 政務活動費収支報告書のホームページ公開
---------	--

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、学識経験を有する者、市民等との政策研修会を積極的に開催するものとする

3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。

取組状況・実績	令和元年度から古河市議会独自の議員研修会開催 常任委員会等県外視察研修（令和2年度～4年度は実施見送り） 令和5年度実施 県市議会議長会議員研修会・全国都市問題会議等への参加
---------	--

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	・議員研修会の継続 ・議員研修の更なる充実強化
--------	----------------------------

(議会事務局)

第17条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力を向上させ、議会活動の充実を図るため、議会事務局の調査機能、法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

取組状況・実績	古河市議会事務局設置条例 及び 古河市議会事務局庶務規程 全国・県議長会等が実施する事務局職員研修会等への参加 古河市職員定数条例第2条 議会事務局職員定数9名に対し8名（局長含む）在籍
---------	--

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

(議会図書室の充実)

第18条 議会に、議会図書室（以下この条において「図書室」という。）を設置する。

2 図書室は、議長の許可を得て、誰もがこれを利用できるものとする。

3 議会は、図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

取組状況・実績	法第100条第19項に基づき附置 議員及び市民の利用はほとんどない 法規追録、図書、自治日報、月間誌（定期購読）、官報等
---------	--

検証結果	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	・市民の利用に供するための情報を積極的に発信 ・機能強化のため、予算を確保し議会関係書籍の充実を図る ・インターネット環境の整備等
--------	---

(議会広報の充実)

- 第19条 議会は、議会だよりを利用して、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知するよう努めなければならない。
- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を積極的に活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動等に努めるものとする。
- 3 議会は、議会だよりの充実のため、市民からの意見や要望を取り上げるよう努めるものとする。

取組状況・実績	古河市議会だより発行規程（年4回及び臨時号） 古河市議会ホームページ 議会報告会 議会だより編集委員会による先進地視察、事例研究
---------	---

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	議会ホームページにおける積極的な情報提供
--------	----------------------

(専門的識見の活用)

- 第20条 議会は、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

取組状況・実績	事例なし
---------	------

検証結果	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	今後、必要に応じて活用
--------	-------------

(調査機関の設置)

第21条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、調査機関について必要な事項は、議長が別に定める。

取組状況・実績	事例なし
---------	------

検証結果	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	審査・調査等の必要に応じて設置
--------	-----------------

(議員の政治倫理)

第22条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを十分自覚し、市民の負託に応えるためその品位を保持するとともに、条例を規範とし、遵守しなければならない。

取組状況・実績	平成26年度に古河市議会政治倫理条例案の制定に向け内容審査をしていたが、課題をクリアするためには慎重審査が必要であり継続することとなった。
---------	---

検証結果	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	政治倫理条例の検討
--------	-----------

(議員定数)

第23条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数を改正しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の提出に当たっては、広く市民等の意見を聴取するものとする。

取組状況・実績	古河市議会議員の定数を定める条例 平成27年5月1日 定数28名⇒24名
---------	---

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

(議員報酬)

第24条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬を改正しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の提出に当たっては、広く市民等の意見を聴取するものとする。

取組状況・実績	古河市議会議員報酬等条例に基づき運用するものとする
---------	---------------------------

検証結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

取組状況・実績	条例の議会の最高規範性についての条文であるため検証の対象外
---------	-------------------------------

検証結果	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他
------	--

課題・改善策	
--------	--

4. むすびに

今回の検証等の結果は、前回の検証より区分1（条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む）が増え、課題が改善され、議会改革が進められてきたことが確認できました。しかしながら、まだまだ改善の余地は残されており、今回の結果を全議員が共有し、二元代表制の一翼を担う議会として、行政監視機能はもとより、政策立案及び政策提言の強化等に努め、議会活動の充実を図っていくことが重要であります。

本条例は施行されてかなりの期間が経過していることから、改めて全議員に本条例の趣旨について周知徹底をし、今後とも、「市民に身近で開かれた議会づくり」を目指し、市民の負託に応えるべく本条例の目的達成のためさらなる努力をしてまいります。